

○寄附の量的制限一覧(政治資金規正法第21条、第21条の2、第21条の3、第22条)

【寄附】金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの(法4③)

※「財産上の利益」:有体物、無体物のいかんを問わない。(電気、光熱水、債務の免除、物品の無償貸与、労務の無償提供等)

規正法=政治資金規正法、公選法=公職選挙法

寄附者		個人		会社・労働組合等		政治団体					
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	資金管理団体の届出をした公職の候補者	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政 党		
受領者			総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	
	政党・政治資金団体		年間 2,000万円	制限なし	年間 2,000万円	制限なし	資本金、組合員数等に応じ、年間 750万円~1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の 政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (※2)	年間 150万円 (※2)	年間 1,000万円 (※2) (※3)	制限なし (自己の資金管理団体に対する寄附)	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治団体に対し年間 5,000万円	制限なし	制限なし
	資金管理団体以外の政治団体				年間 150万円 (※2) (※4)	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治団体に対し年間 5,000万円	制限なし	制限なし
公職の候補者		金銭等に限り禁止(※1) その他は年間150万円	金銭等に限り禁止(※1) その他は年間150万円			禁 止	禁 止	金銭等に限り禁止(※1) その他は制限なし	金銭等に限り禁止(※1) その他は制限なし	制限なし	制限なし

※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。(規正法21の2①)

※2 遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。(規正法21の3④[総枠制限の適用除外]、22②[個別制限の適用除外])

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附(公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に寄附するもの)については、制限なしとされています。(規正法21の3④[総枠制限の適用除外]、22②[個別制限の適用除外])

※4 公職の候補者は、一定期間(地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間)、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附をすることが禁止されます。(公選法199の5③)

(注1) 寄附の量的制限の適用については、政治団体の本部、支部は通じて一の政治団体として取り扱われる。(政治団体の支部が本部とは別の政治団体とみなされるのは、規正法第2章[政治団体の届出等]の規定の適用についてのみとされている[規正法18].)

(注2) 会社、労働組合その他の団体(政治団体を除く。)=、1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部以外の政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附ができない。(規正法21④)